農村第 654 号 土管第 595 号 令和2年6月22日

福井県建設産業団体連合会会長 (一社)福井県建設業協会会長 福井県土木施工管理技士会会長

> 福井県農林水産部長 福井県土木部長

総合評価落札方式における継続学習制度の取扱いについて

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、継続学習制度に認定される各種研修や講演会等が中止・延期または参加人数の縮小などされており、ユニット数の確保が難しい状況となっています。このため、継続学習制度にかかる取得ユニット数の証明期間については、下記のとおり特例を設けましたので、お知らせします。

記

1. 特例の内容

証明期間の末日を、下記①または②の何れかを入札参加者が選択できるものとする。

- ①入札申込日から最大3ヶ月の範囲で遡った日の前月末(従前)
- ②令和2年3月31日

(特例)

(特例を適用した場合の証明期間)

1年間 20 ユニット: 平成 31 年 4 月 1 日~令和 2 年 3 月 31 日 2 年間 40 ユニット: 平成 30 年 4 月 1 日~令和 2 年 3 月 31 日 5 年間 100 ユニット: 平成 27 年 4 月 1 日~令和 2 年 3 月 31 日

2. 申請様式

技術資料(様式第11号)は、令和2年7月1日以降の入札公告から別添の とおり改定する。なお、特例適用を希望する入札参加者は、継続学習への取組 み状況における証明期間の末日を令和2年3月31日と記載するものとする。

3. 適用

令和2年7月1日から令和2年12月31日までに入札公告する建設工事

担当)農村振興課 技術管理 G 0776-20-0454 土木管理課 技術管理 G 0776-20-0471